****

**推奨ローターアクトクラブ細則**

［2017年6月RI理事会 決定C-1により改定］

【クラブ細則は、標準ローターアクトクラブ定款を補完し、クラブの共通の慣習を文書化するものです。本文書は推奨されている細則であり、クラブ独自の慣習を反映させてカスタマイズすることができます。ただし、標準ローターアクトクラブ定款および現行のロータリー章典と相反する内容でないことを確認してください。この細則（およびその後の改正内容）は、提唱ロータリークラブが承認しなければなりません。】

\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_　ローターアクトクラブ 細則

\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_ローターアクトクラブにより \_\_\_\_\_\_\_（日付）に採択

\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_ ロータリークラブにより \_\_\_\_\_\_\_（日付）に承認

**第1条 — 定義**

1. 理事会： 本クラブの理事会

2. 理事： 本クラブの理事会メンバー

3. 会員： 本クラブ会員

4. 定足数： 投票時に出席していなければならない会員の最低人数。クラブの決定の場合は本クラブ会員総数の過半数、クラブ理事会の決定の場合は理事の過半数。

5. RI： 国際ロータリー

6. 年度： 7月1日に始まる12カ月間

投票における定足数をどう定義するかはクラブが選ぶことができる。

**第2条 — 役員の選挙と任期**

1. 会長、副会長、幹事、会計、理事の選挙は、毎年\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_よりも前に行われるものとする。選出された役員は、7月1日に就任する。

2. 選挙の1カ月前に、会長、副会長、幹事、会計、空席となっている理事の候補者を、書面で、または会合の場で、またはその両方の方法で立てることができる。出席している正会員の過半数の票を得た候補者が選出されるものとする。

3. 選挙の方法は\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_とする。

4. 役員または理事会メンバーが辞任した場合、残りの理事会メンバーが後任者を任命する。

5. 各役職の任期は以下の通りである。

会長：1年

副会長：\_\_\_\_\_\_

幹事：\_\_\_\_\_\_

会計：\_\_\_\_\_\_

理事：\_\_\_\_\_\_

標準ローターアクトクラブ定款は、選挙手続をクラブ細則に具体的に記載することを義務づけている。ただし、いかなる場合も、出席している正会員の単純過半数よりも多くの票を選出の条件としてはならないものとする。

**第3条 — 役員の任務**

1. 会長は、クラブの全会合と理事会において議長を務める。会長は、理事会の承認を得てすべての常任委員会と特別委員会を設置し、クラブの次の定例選挙まで空席を埋める理事を任命する。会長は、すべての委員会において職権上の委員となる。また、提唱ロータリークラブ、地区ローターアクト代表、国際ロータリーとの定期的な連絡を維持する。

2. 副会長は、会長が何らかの理由により解任された場合に、会長職を引き継ぎ、また会長不在時にクラブおよび理事会の全会合の議長を務める。

3. 幹事は、すべてのクラブ記録を管理し、クラブと理事会の全会合の議事録を記録する。要請された場合には、このような会合の議事録を提唱ロータリークラブに提出するものとする。

4. 会計は、全資金を監督し、年次会計記録をつける。会計は、理事会が決定した手続きに沿ってすべての支払いを行い、記録を保管するものとする。会計は、クラブ会員による調査のため、要請があればすべての記録を提供するものとする

5. 理事会は、定款に規定された通りに本クラブの管理主体となるものとする。会長または副会長が不在の場合、理事会は、クラブの会合の議長を務める役員または理事を選ぶことができる。理事会は、クラブの運営についてクラブ全体に知らせるため、年次報告書を作成してクラブに提出するものとする。理事会は定例会合を開き、クラブ正会員なら誰でもこの会合に出席できるものとする。ただし、この会合に出席する会員は、理事会の許可がない限り、会合中に発言してはならない。

このほかの役員の任務と任期をここに挿入できる。

**第4条 — 委員会**

会長は、理事会の承認を得て、クラブ運営における必要性と都合に応じて、次の常任委員会、追加の委員会、特別委員会を任命でき、その際に各委員会の任務を挙げる。

1. 国際奉仕委員会：本委員会は、毎年少なくとも1件の活動または奉仕プロジェクトを計画、実施する機会を特定するものとする。このような活動または奉仕プロジェクトは、国際社会に直接恩恵を与える持続可能な変化を生み出すことを目的とし、クラブ会員の全員またはほぼ全員が関与するものとする。

2. 社会奉仕委員会：本委員会は、毎年少なくとも1件の活動または奉仕プロジェクトを計画、実施する機会を特定するものとする。このような活動または奉仕プロジェクトは、地元の地域社会または大学コミュニティに直接恩恵を与える持続可能な変化を生み出すことを目的とし、クラブ会員の全員またはほぼ全員が関与するものとする。

3. 専門能力開発委員会：本委員会は、職業人のネットワークを広げ、会員がほかのリーダーとアイデア交換を行うことを促し、リーダーシップ研修を通じてスキルを身につけることを目的として、包括的な専門能力開発プログラムを立案するものとする。

4. 財務委員会：本委員会は、関連委員会と協力して、資金を必要とするあらゆるクラブ活動のために資金を調達する方法を考案するものとする。

5. クラブ委員会：本委員会は、出席記録をつけ、会員を増強し、活動を促進し、広報活動を手配し、そのほか必要な事柄を行う責務を担うものとする。

このほかの委員会とその任務をここに挿入できる。

**第5条 — 会合**

1. 当該年度および（または）次年度の計画と目標を話し合い、提唱関係における責務と義務を確認するため、本クラブ、理事会、提唱ロータリークラブの年次総会を毎年\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_までに開催する。

2 本クラブの例会は、次の通り開催する：\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_。例会に関するあらゆる変更または例会の取り消しは、クラブ会員全員にしかるべき通知を行う。

3. 本クラブの各会員は、クラブの例会の少なくとも\_\_\_\_\_\_％に出席するものとする。

4. 理事会の会合は、次の通り開催する：\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_。理事会の臨時会合は、会長または理事2名の要請により招集され、開催にあたってはしかるべき通知を行う。

5. 提唱ロータリークラブの会員1名以上が、本クラブの例会に毎年\_\_\_\_\_\_\_\_\_回以上、理事会の定例会合または臨時会合に毎年\_\_\_\_\_\_\_\_\_回以上、出席するものとする

6. 本クラブ例会を欠席した会員は、次のいずれかの方法で欠席をメークアップできる。

 a) ほかのローターアクトクラブまたはロータリークラブの例会に出席する。または、

 b) クラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが実施する地域社会の行事に出席し、参加する。または、

 c) RIの国際大会または大会前会議、ロータリーまたはローターアクトの地区大会（あるいは多地区合同大会）または研修セミナー、あるいは理事会が認めたほかの会合に出席する。

7. 正会員の過半数をもって、例会あるいは臨時会合の定足数とする。理事会の会合はすべて4名の理事をもって定足数とする。ただし、そのうちの1名は会長または副会長でなければならない。

**第6条 — 入会金および会費**

1. 新会員の入会金は\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_とする。年会費は会員1人あたり\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_とする。

2. 入会金および会費を全額納付することにより、正会員として認められる。

**第7条 —入会の方法**

1. 会員は、候補者を推薦できる。入会候補者は、入会を要請できる。ほかのクラブは、そのクラブから移転する会員もしくはそのクラブの元会員を推薦できる。大学を基盤とするローターアクトクラブの新会員の入会方法は、該当する学校当局の承認を得るものとする。

2. クラブは、­­­­\_\_\_\_\_\_\_以内にこの候補者の入会を承認または拒否し、その候補者に決定を通知すべきである。

新会員入会におけるこのほかの資格条件または手続きを、ここに挿入できる。現会員から異議が出た場合の手続きもここに含めてもよい。

**第8条 — 改正**

1. 本細則は、定足数の会員が出席している例会または臨時会合において、正会員の過半数の賛成票をもって改正することができる。ただし、このような投票を行う意向は、少なくとも投票の14日前までに、定足数の会員が出席しているクラブ会合において予告し、かつ提唱ロータリークラブがその改正を承認していることを条件とする。

2. 本細則への変更は、標準ローターアクトクラブ定款およびロータリー章典と矛盾してはならない。

［以上］